

香川県報



第 13 号

平成 16 年

2月17日(火曜日)

目次

告示

保安林の指定

(みどり整備課)

一

保安林の指定の解除予定の通知

(")

()

漁業法の規定による共同漁業及び区画漁業の免許の内容となる事項等の決定

(水産課)

道路の区域変更

(道路保全課)

六

公告

一般競争入札の実施

(情報政策課)

七

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

(県民参画課)

八

土地改良事業の適否決定（二件）

(土地改良課)

九

土地改良事業の認可

(")

()

土地改良区の役員の就退任の届出（四件）

(")

()

県営土地改良事業計画の決定（六件）

(")

()

開発行為に関する工事の完了

(都市計画課)

一一

宅地建物取引業法の規定による職関の実施

(住宅課)

一二

香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の規定による保留地の処分に係る抽せん公告

(サンポート高松推進課)

一三

告示

香川県告示第八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の

とおり保安林の指定をする。

平成十六年二月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

一 指定に係る保安林の所在場所

東かがわ市川東一五二〇の一から一五二〇の三まで

二 指定の目的 公衆の保健

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり整備課及び東かがわ市産業部経済課に備え置いて縦覧に供する。）

香川県告示第九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成十六年二月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

一 解除に係る保安林の所在場所

東かがわ市西山字道下九〇の一の三

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

香川県告示第九十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、内水面における共同漁業及び区画漁業の免許の内容となる事項等を次のとおり定めたので、同条第五

項の規定により公示する。

平成十六年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 共同漁業

1 免許の内容となる事項

- (一) 漁業の種類 第五種共同漁業
- (二) 漁業の名称 あゆ、こい、ふな、うなぎ漁業
- (三) 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (四) 漁場の位置及び区域 別表一のとおりとする。

2 制限又は条件

- (一) 河川の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (二) 水利の妨害をしてはならない。
 - (三) 水利関係者、河川管理者と協調の上操業しなければならない。
 - (四) 水利関係者、河川管理者との合意事項は、これを厳守しなければならない。
 - (五) 知事が定める様式により、毎年一月末日までに、その年の増殖計画及び前年の増殖実績を報告しなければならない。
- 3 免許予定日 平成十六年四月一日
- 4 免許の存続期間 平成十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 5 関係地区 別表一のとおりとする。
- 6 免許申請期間 平成十六年三月八日から同年三月十二日十七時まで

別表一

計画番号	漁場の位置	漁場の区域	関係地区
1	三豊郡財田町・山本町・豊中町、観音寺市内の財田川	三豊郡財田町黒川、黒川橋下流端から観音寺市観音寺町、三架橋上流端までの財田川	三豊郡、観音寺市

二 区画漁業

1 免許の内容となる事項

- (一) 漁業の種類 第二種区画漁業

- (一) 漁業の名称 魚類養殖業
- (二) 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (四) 漁場の位置及び区域 別表一のとおりとする。

2 制限又は条件

- (一) 計画番号区第一号及び区第二号の漁業権
 - (1) ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年四月末日までに、その年度の養魚計画及び前年度の養魚実績を提出しなければならない。
 - (二) 計画番号区第三号から区第二百七十九号までの漁業権
 - (1) ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年四月末日までに、その年度の養魚計画及び前年度の養魚実績を提出しなければならない。
 - (3) 水利関係者との同意事項を遵守し、協調の上操業しなければならない。
- 3 免許予定日 平成十六年四月一日
- 4 免許の存続期間 平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- 5 地元地区 別表二のとおりとする。
- 6 免許申請期間 平成十六年三月八日から同年三月十二日十七時まで

別表一

計画番号	漁場の位置	漁場の区域(池名)	地元地区
1	東かがわ市引田3035	大池	東かがわ市
2	東かがわ市引田4373-1	安戸池	東かがわ市
3	東かがわ市伊座987	新池	東かがわ市
4	東かがわ市馬籠866	坂下池	東かがわ市
5	東かがわ市白鳥寺前825	原圃池	東かがわ市
6	さぬき市豊川町石田東甲1230	双の池	さぬき市・木田郡
7	さぬき市豊川町石田東甲1539	御田神辺池	さぬき市
8	さぬき市豊川町石田西2560	浦谷池	さぬき市
9	さぬき市豊川町石田西1531-1	中玉田池	さぬき市・高松市

10	さぬき市長尾東1847	新之池	さぬき市
11	さぬき市長尾名1672	八幡池	さぬき市
12	さぬき市造田野間田873	金通池	さぬき市
13	さぬき市昭和5561	墓土池	さぬき市
14	さぬき市長尾西1160 - 1	成就池	さぬき市
15	さぬき市昭和1101	熊田池	さぬき市・高松市
16	さぬき市寒川町石田東甲3500	明神池	さぬき市
17	木田郡三木町大字井戸4891	国下池	木田郡・高松市
18	木田郡三木町大字井戸4745	新池	木田郡
19	木田郡三木町大字下高岡3319	鳥打大池	木田郡
20	木田郡三木町大字上高岡1439	山大寺池	木田郡
21	木田郡三木町大字上高岡1696	大谷池	木田郡
22	木田郡三木町大字上高岡1172	揺木池	木田郡
23	木田郡三木町大字上高岡1295	平野池	木田郡
24	木田郡三木町大字氷上4369 - 1	堀切池	木田郡
25	木田郡三木町大字氷上2607	藤池	木田郡
26	木田郡三木町大字田中2633	西谷池	木田郡・高松市
27	木田郡三木町大字田中1560	蓮池	木田郡・高松市
28	木田郡三木町大字平木1035	平木尾池	木田郡
29	木田郡三木町大字池戸1237	女井間池	木田郡
30	木田郡三木町大字池戸1239	男井間池	木田郡
31	木田郡三木町大字井上1041	中津池	木田郡
32	木田郡三木町大字井上2350	菰ヶ池	木田郡
33	木田郡牟礼町大字原1249	牛田池	木田郡
34	木田郡牟礼町大字大町1705	羽間下池	木田郡
35	木田郡牟礼町大字大町1963	羽間上池	木田郡
36	木田郡牟礼町大字牟礼177	蓮池	木田郡
37	高松市高松町大字池部谷1188	谷池	高松市
38	高松市高松町大字池部谷697	長尾池	高松市
39	高松市新田町久米田2139	久米池	高松市
40	高松市前田西町656	額池	高松市
41	高松市前田東町369 - 1	五分一池	高松市
42	高松市十川東町301	平田池	高松市
43	高松市十川東町1239	外山池	高松市
44	高松市十川東町1759	新池	高松市
45	高松市十川東町2028	香池	高松市
46	高松市十川東町788	鷹池	高松市
47	高松市十川西町1165	雀池	高松市
48	高松市東植田町1532	城池	高松市

49	高松市川島東町2094	川島新池	高松市
50	高松市東植田町・西植田町・池田町・川島東町	坂瀬池	高松市
51	高松市西植田町6837 - 1	松尾池	高松市
52	高松市西植田町5280 - 5	神内上池	高松市
53	高松市西植田町59 - 1	上鯉越池	高松市
54	高松市三谷町2558	岡池	高松市
55	高松市三谷町2753	松池	高松市
56	高松市三谷町4317 - 1	糠山池	高松市
57	高松市三谷町2708	石船池	高松市
58	高松市三谷町3115	大谷池	高松市
59	高松市三谷町3541 - 1	ちずこ池(鯉越池)	高松市
60	高松市多肥上町2258	住蓮寺池	高松市
61	高松市仏生山町甲3206	平池	高松市
62	高松市仏生山町甲3131	摺り鉢池	高松市
63	高松市仏生山町甲3129	小森谷池	高松市
64	高松市林町下池825	下池	高松市
65	高松市林町字宮西1753	長池	高松市
66	高松市木太町平塚199	新池	高松市
67	高松市太田上町1045	道池	高松市
68	高松市上天神町863	三祭池	高松市
69	高松市寺井町149・一宮町116	辻堂池	高松市
70	高松市寺井町995	行寺池	高松市・香川郡
71	高松市川部町2237	小田池	高松市
72	高松市岡本町24	上午池	高松市
73	高松市岡本町新開298	下午池	高松市
74	高松市岡本町1557 - 1	奈良須池	高松市
75	高松市檀紙町字檀紙1082	森池	高松市
76	高松市奥無町10	衣掛池	高松市
77	高松市奥無町山口516 - 1	神高池	高松市
78	香川郡香川町大字浅野1456 - 1	一宮池	香川郡
79	香川郡香川町大字浅野1503	渡池	香川郡
80	香川郡香川町大字川東上1865 - 11	龍瀧池	香川郡
81	香川郡香南町大字由佐2187	音谷池	香川郡
82	綾歌郡綾上町東分甲1625	四步市池	綾歌郡
83	綾歌郡綾上町山田上甲431	徳利池	綾歌郡
84	綾歌郡綾上町山田下303	松熊池	綾歌郡
85	綾歌郡綾上町西分3076	大桑池	綾歌郡
86	綾歌郡綾南町大字畑田3341	鎌生池	綾歌郡
87	綾歌郡綾南町大字畑田495	山の神池	綾歌郡・仲多度郡

88	綾歌郡綾南町大字畑田1839	森兼新池	綾歌郡・仲多度郡
89	綾歌郡綾南町大字畑田1810	森兼池	綾歌郡・仲多度郡
90	綾歌郡綾南町大字畑田1308	高司上池	綾歌郡
91	綾歌郡綾南町大字畑田1226	実光池	綾歌郡
92	綾歌郡綾南町大字陶3692	高司下池	綾歌郡
93	綾歌郡綾南町大字董原431	北綾池	綾歌郡・仲多度郡・丸亀市
94	綾歌郡綾南町大字薄宮699	菰池	綾歌郡・坂出市
95	綾歌郡綾南町大字薄宮762	四ツ池	綾歌郡・坂出市
96	綾歌郡綾南町大字滝宮640	大池	綾歌郡・坂出市
97	綾歌郡綾南町大字陶4875	菰池	綾歌郡
98	綾歌郡綾南町大字陶4885	西池	綾歌郡
99	綾歌郡国分寺町新居字山ノ池2667	大池	綾歌郡
100	綾歌郡国分寺町新居2603	新池	綾歌郡
101	綾歌郡国分寺町新居3334	宮池	綾歌郡
102	綾歌郡国分寺町国分新開1011	関ノ池	綾歌郡
103	綾歌郡国分寺町国分1875	神崎池	綾歌郡
104	綾歌郡国分寺町新名字橋2067 - 1	橋池	綾歌郡・高松市
105	綾歌郡国分寺町新名字奥谷2063	石船池	綾歌郡・高松市
106	綾歌郡国分寺町福家甲1254	羽間池	綾歌郡
107	綾歌郡綾歌町栗熊東2131	水桶池	綾歌郡・仲多度郡
108	綾歌郡綾歌町栗熊西1776	津池	綾歌郡
109	綾歌郡綾歌町岡田東1523	北原池	綾歌郡・善通寺市
110	綾歌郡綾歌町岡田東1626	為久池	綾歌郡・仲多度郡
111	綾歌郡綾歌町岡田東2294	小津森池	綾歌郡
112	綾歌郡綾歌町岡田上711	打越上池	綾歌郡・仲多度郡
113	綾歌郡綾歌町岡田上730	打越下池	綾歌郡・仲多度郡
114	綾歌郡綾歌町岡田上1195	西池	綾歌郡・善通寺市
115	綾歌郡綾歌町岡田上1569	皿池	綾歌郡・仲多度郡
116	綾歌郡綾歌町岡田上11	宮池	綾歌郡・善通寺市
117	綾歌郡綾歌町岡田西605	源田池	綾歌郡・仲多度郡
118	綾歌郡綾歌町岡田西646	成願寺池	綾歌郡・仲多度郡
119	綾歌郡綾歌町岡田西127	新池	綾歌郡・仲多度郡
120	綾歌郡綾歌町岡田西115	苗子次池	綾歌郡・仲多度郡
121	綾歌郡飯山町上法暲寺字岡2659	仁池	綾歌郡・仲多度郡・丸亀市
122	綾歌郡飯山町下法暲寺1857	大窪池	綾歌郡・仲多度郡・丸亀市
123	綾歌郡飯山町栗小川前谷300	浦池(上池)	綾歌郡・仲多度郡
124	綾歌郡飯山町栗小川前谷209	前池(下池)	綾歌郡・仲多度郡
125	坂出市加茂町杉尾171	角池	坂出市
126	坂出市府中町4139	松池	坂出市・高松市

127	坂出市府中町2781	四手池	坂出市・高松市
128	坂出市小川町353	鎌田池	坂出市
129	坂出市川津町5808	蓮池	坂出市
130	丸亀市飯野町東分2188	柳池	丸亀市・坂出市
131	丸亀市飯野町東分2209	長大夫池	丸亀市・坂出市
132	丸亀市飯野町西分118	新池	丸亀市・仲多度郡
133	丸亀市飯野町東分2626	藤高池	丸亀市・仲多度郡
134	丸亀市土器町西3丁目657	聖池	丸亀市・仲多度郡
135	丸亀市中府町1 - 1	蓮池	丸亀市
136	丸亀市山北町276	山北新池	丸亀市
137	丸亀市土器町西1丁目401	菱池	丸亀市・仲多度郡
138	丸亀市土器町西2丁目1520	宮池	丸亀市・仲多度郡
139	丸亀市柞原町上久保1186	馬池	丸亀市
140	丸亀市田村町東107 ~ 109	田村池	丸亀市・仲多度郡
141	丸亀市田村町池の内43	太井池	丸亀市・仲多度郡
142	丸亀市郡家町3202	庄之池	丸亀市
143	丸亀市郡家町3481	小林池	丸亀市
144	丸亀市川西町宮西698	原池	丸亀市
145	丸亀市川西町北2267 - 1	道池	丸亀市
146	丸亀市川西町北10	金丸池	丸亀市
147	丸亀市川西町北3	金丸上池	丸亀市
148	丸亀市川西町南割木608	八丈池	丸亀市・仲多度郡
149	丸亀市垂水町3430	榊池	丸亀市・仲多度郡
150	丸亀市郡家町326	仁池	丸亀市
151	丸亀市郡家町325	宝幢寺池	丸亀市
152	丸亀市郡家町324	辻池	丸亀市
153	丸亀市三条町494	籬池	丸亀市・仲多度郡
154	丸亀市郡家町2173	大池	丸亀市
155	丸亀市郡家町2165	矢野池	丸亀市
156	丸亀市郡家町2211	宮池	丸亀市
157	丸亀市三条町1085	新池	丸亀市
158	丸亀市三条町上村206	伊子勢池	丸亀市・仲多度郡
159	丸亀市金倉町道上944	先代池	丸亀市・仲多度郡
160	丸亀市金倉町道上885	平地	丸亀市・仲多度郡
161	丸亀市今津町皿池210	天満池	丸亀市・仲多度郡
162	丸亀市金倉町道下1625	瓢池	丸亀市・仲多度郡
163	仲多度郡多度津町大字道福寺538	孤池	仲多度郡
164	仲多度郡多度津町大字道福寺169	新池	仲多度郡
165	仲多度郡多度津町大字道福寺甲3	上池	仲多度郡

166	仲多度郡多度津町大字道福寺字横田	永池	仲多度郡
167	仲多度郡多度津町大字庄ノ八尺383	眞地池	仲多度郡
168	仲多度郡多度津町大字庄笠屋461	眞田池	仲多度郡
169	仲多度郡多度津町大字三井甲874	皿池(牛池)	仲多度郡
170	仲多度郡多度津町大字葛原1853	千代池	仲多度郡
171	仲多度郡多度津町大字葛原1989	中池	仲多度郡
172	仲多度郡多度津町大字葛原2065	小塚池	仲多度郡
173	仲多度郡多度津町大字葛原字永井88	新池	仲多度郡
174	仲多度郡多度津町大字三井488~505	新池	仲多度郡
175	仲多度郡多度津町大字青木51	粟池	仲多度郡
176	仲多度郡多度津町大字三井33	新池	仲多度郡
177	仲多度郡多度津町大字山階102	藤波池	仲多度郡
178	仲多度郡多度津町大字山階103	新池	仲多度郡
179	仲多度郡多度津町大字山階2238	常盤池	仲多度郡
180	仲多度郡多度津町大字山階1963	宮後池	仲多度郡
181	仲多度郡多度津町大字山階2296	白方池	仲多度郡
182	仲多度郡多度津町大字山階853	水附池	仲多度郡
183	仲多度郡多度津町大字奥白方332	八王寺池	仲多度郡
184	仲多度郡多度津町大字奥白方472	柏池	仲多度郡
185	仲多度郡多度津町大字奥白方997	下池	仲多度郡
186	仲多度郡多度津町大字奥白方992	上池	仲多度郡
187	善通寺市与北町1369	眞田池	善通寺市・仲多度郡
188	善通寺市木徳町122	中池	善通寺市・仲多度郡
189	善通寺市木徳町573	宮池	善通寺市・仲多度郡
190	善通寺市原田町68	前池	善通寺市・仲多度郡
191	善通寺市原田町375	道池	善通寺市・仲多度郡
192	善通寺市金蔵寺町399	村上池	善通寺市・仲多度郡
193	善通寺市下吉田町3	溝賀池	善通寺市・仲多度郡
194	善通寺市生野町1819	熊ノ池	善通寺市・仲多度郡
195	善通寺市大麻町2672	地藏池	善通寺市・仲多度郡
196	善通寺市碑殿町1228	上池	善通寺市・仲多度郡
197	善通寺市吉原町1848 - 5	花籠池	善通寺市・仲多度郡
198	善通寺市生野町2725	菅池	善通寺市・仲多度郡
199	仲多度郡満瀬町大字炭所東3006	亀越池	仲多度郡
200	仲多度郡満瀬町神野	溝瀧池	仲多度郡
201	仲多度郡満瀬町大字羽間2386	羽間池	仲多度郡
202	仲多度郡仲南町帆山新田676 - 4地先	下所池	仲多度郡
203	仲多度郡仲南町大字佐文字北岡1056地先	井倉池	仲多度郡
204	三豊郡三野町大字大見甲4996 - 1	古新池	三豊郡

205	三豊郡三野町大字大見甲4452	豆塚池	三豊郡
206	三豊郡三野町大字大見甲4211	加敷池	三豊郡
207	三豊郡三野町大字大見甲512	念仏田池	三豊郡
208	三豊郡三野町大字大見字大門甲5236 - 1	丸山池	三豊郡
209	三豊郡三野町大字下高瀬2831	仁池	三豊郡
210	三豊郡三野町大字吉津宗吉甲145 - 1	皿池	三豊郡
211	三豊郡三野町大字吉津乙1298 - 1	瀧入池	三豊郡
212	三豊郡三野町大字吉津甲2531 - 1	円池	三豊郡
213	三豊郡三野町大字吉津甲1715 - 1	郡池	三豊郡
214	三豊郡三野町大字吉津乙890	又ノ谷池	三豊郡
215	三豊郡三野町大字吉津乙1175	薄池	三豊郡
216	三豊郡三野町大字詫間1038 - 1	緑池	三豊郡
217	三豊郡詫間町大字詫間1303 - 1	加徳池	三豊郡
218	三豊郡仁尾町大字仁尾戊840 - 1	原池	三豊郡
219	三豊郡仁尾町大字仁尾丙176 - 1	湊池	三豊郡
220	三豊郡仁尾町大字仁尾乙2053 - 1	山吹池	三豊郡
221	三豊郡高瀬町大字上高瀬3658	瀧ノ池	三豊郡
222	三豊郡高瀬町大字上高瀬2133	田井新池	三豊郡
223	三豊郡高瀬町大字上高瀬2596	米池	三豊郡
224	三豊郡高瀬町大字上麻1750 - 1	九頭神池	三豊郡
225	三豊郡高瀬町大字上麻3154 - 1	菰池	三豊郡
226	三豊郡高瀬町大字上麻2943	赤坂池	三豊郡
227	三豊郡高瀬町大字上麻599	岩瀬池	三豊郡
228	三豊郡高瀬町大字下勝間六ツ松1254 - 1	六ツ松菰池	三豊郡
229	三豊郡高瀬町大字下勝間六ツ松1260	蓮池	三豊郡
230	三豊郡高瀬町大字下勝間道音寺1698	西池(西角屋池)	三豊郡
231	三豊郡高瀬町大字下勝間六ツ松1396 - 1	松葉崎池	三豊郡
232	三豊郡高瀬町大字上勝間1786 - 1	平池新池	三豊郡
233	三豊郡高瀬町大字比地中3161 - 2	国市池	三豊郡
234	三豊郡高瀬町大字比地中408 - 1	中池	三豊郡
235	三豊郡高瀬町大字比地宮ノ谷302 - 1	宮池	三豊郡
236	三豊郡高瀬町大字比地1787 - 1	溝水池	三豊郡
237	三豊郡高瀬町大字比地法新2826	丸山池	三豊郡
238	三豊郡高瀬町大字比地字龍章2383	陽水池	三豊郡
239	三豊郡高瀬町大字比地918 - 1	水政池	三豊郡
240	三豊郡高瀬町大字比地683 - 1	唐頭池	三豊郡
241	三豊郡豊中町大字比地大360	勝田池	三豊郡
242	三豊郡豊中町大字笠田笠岡687	大津池	三豊郡
243	三豊郡豊中町大字笠田笠岡2096	太郎坊池	三豊郡

244	三豊郡豊中町大字笠田笠岡907-1	玉池	三豊郡
245	三豊郡豊中町大字笠田笠岡1756	釘貫池	三豊郡
246	三豊郡豊中町大字笠田笠岡1786-1	鷹の子池	三豊郡
247	三豊郡豊中町大字上高野512	天皇池	三豊郡
248	三豊郡豊中町大字上高野399-2	高沢池	三豊郡
249	三豊郡豊中町大字上高野3521	薄之池	三豊郡
250	三豊郡豊中町大字本山甲2219	司釜池	三豊郡
251	三豊郡豊中町大字本山甲2230	新池	三豊郡
252	三豊郡豊中町大字下高野67-1	神田池	三豊郡
253	三豊郡豊中町大字下高野469	中の池	三豊郡
254	三豊郡豊中町大字下高野2743	南池	三豊郡
255	三豊郡豊中町大字岡本484	大池	三豊郡
256	三豊郡豊中町大字岡本478	二の池	三豊郡
257	観音寺市杵田町丙130	土井之池	三豊郡
258	観音寺市池之尻町池下573	仁池	三豊郡
259	観音寺市池之尻町539	亀尾池	三豊郡
260	観音寺市中田井町858-1	一ノ谷池	三豊郡
261	観音寺市中田井町865	一ノ谷池小池	三豊郡
262	観音寺市栗井町1000	塩井池	三豊郡
263	観音寺市栗井町546	双尻池	三豊郡
264	観音寺市新田町82	小原池	三豊郡
265	観音寺市栗井町奥谷	新池	三豊郡
266	観音寺市原町無番地	蘆池	三豊郡
267	三豊郡財田町財田上1298	吉池	三豊郡
268	三豊郡財田町財田上1110-33	戸川池	三豊郡
269	三豊郡山本町大字辻2859	新池	三豊郡
270	三豊郡山本町大字辻2799	園吉池	三豊郡
271	三豊郡山本町大字辻2488-1	宮池	三豊郡
272	三豊郡山本町大字辻2091-1	藤池	三豊郡
273	三豊郡山本町大字辻5225-1	皿池	三豊郡
274	三豊郡大野原町大字大野原5375	高丸池	三豊郡
275	三豊郡大野原町大字大野原6130	阿彌陀池	三豊郡
276	三豊郡大野原町大字丸井字中尾907	羽子池	三豊郡
277	三豊郡大野原町大字大野原7501	袂池	三豊郡
278	三豊郡大野原町大字大野原字二葉41	千歳池	三豊郡
279	三豊郡大野原町五郷井関大池1	井関池	三豊郡

香川県告示第九一〇七号

道路法（昭和二十七年法律第四十八号）第十八条第一項の規定に基き道路の区域を次

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年二月十七日から同年三月九日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 本町小瀬土庄港線（二百五十四号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡土庄町土庄字番川原甲二四 八五番二地先から	前	八・〇 〇・四	一七一	地方特定道路整備事業による現道拡幅及びパイパス整備
	後	一四・〇 二六・八	一七一	
小豆郡土庄町土庄字番川原甲二四 八五番五六地先から	前	七・三 一三三・五	三九五	
	後	八・〇 一三三・五	三九六	
小豆郡土庄町土庄字木香西甲二五 四一番一地先から	前	一五・六 一七・八	四〇	
	後	一八・六 二七・〇	四〇	
小豆郡土庄町土庄字木香西甲二五 四一番一五地先まで	前			
	後			

公 告

香川県公告第八十五号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられる香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

1 業務の名称

香川県庁舎映像情報システム運用業務

2 業務の内容等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

4 業務の場所 入札説明書及び仕様書による。

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付

けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十六年三月十二日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 本公告に示した委託業務を指定する日時までに確実に履行することができることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十六年三月十二日午後三時までに四の1の場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該委託業務を履行することができると認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部情報政策課総務・IT推進グループ 電話番号〇八七 八三一 三三四〇

2 契約の内容を示す場所及び日時

四の1の場所で平成十六年二月十七日から平成十六年二月二十三日（日曜日及び土曜日を除く午前八時三十分から午後五時）まで入札説明書及び仕様書を交付する。

3 郵便又は信書便による入札

可とする。ただし、郵便で書留親展扱いによる送付とし、平成十六年三月二十九日午後五時までに受領したものに限り。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十六年三月三十日午前十時 香川県庁北館三階入札室

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

<p>2 入札保証金及び契約保証金 規則第五百二十二条各号に該当する場合は免除</p> <p>3 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。</p> <p>4 入札又は開札の取消し又は延期 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。</p> <p>5 落札者の決定方法 規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>6 落札の無効 落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。</p> <p>7 予約完結権の譲渡 落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。</p> <p>8 契約書作成の要否 要</p> <p>9 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十六年四月一日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。</p> <p>10 その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 Summary</p> <p>1 Subject matter of the contract : Kagawa prefectural office image information systems services</p>	<p>2 Time-limit for tender: 10:00 am., March 30, 2004</p> <p>3 Contact point for the notice: Information Policy Division, Policy Planning Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570. TEL087-832-3140</p> <p>香川県公告第八十六号</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年四月六日まで縦覧に供する。</p> <p>平成十六年二月十七日</p> <p>香川県知事 真 鍋 武 紀</p> <p>一 申請のあつた年月日 平成十六年二月六日</p> <p>二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人 蒼樹 喜田 里津子 高松市茜町一九番三五 一〇〇三号</p> <p>三 定款に記載された目的 この法人は、病氣予防の大切さを広く社会に普及し、病氣にならない健康的な生活習慣を提案する。また、アロマテラピーやリフレクソロジーを施し、病氣や心身の不調の原因とされるストレスを減少させ、県民の健康増進に寄与することを目的とする。</p> <p>香川県公告第八十七号</p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年二月三日適当と決定した。</p> <p>その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年二月二十四日から同年三月十五日まで縦覧に供する。</p> <p>平成十六年二月十七日</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
琴平町土地改良区	かんがい排水事業（単独県費補助土地改良事業） 構造改善地区	琴平町農政課
"	かんがい排水事業（単独県費補助土地改良事業） 庚申堂地区	"

香川県公告第八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年二月三日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年二月二十四日から同年三月十五日まで縦覧に供する。

平成十六年二月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊郡山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 宮池地区	山本町産業振興課
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）三条坊地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）仁池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）宮の浦地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）東香原地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）岡松地区	"

香川県公告第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法

第十条第一項の規定により、豊中町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業）（かんがい排水事業）（岡本川地区）を行うことについて平成十六年二月三日認可した。

平成十六年二月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県公告第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、丸龜市三條町土地改良区から役員（退任及び就任）について次のとおり届出があった。

平成十六年二月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

一 退任した役員

役員の種類 氏名 住居 所 退任年月日

理事 大熊 静夫 丸龜市三條町八三番地の三 所 平成一四、四、一三

二 就任した役員

役員の種類 氏名 住居 所 就任年月日

理事 平山 英徳 丸龜市三條町四八四番地 所 平成一四、四、一四

香川県公告第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、丸龜市三條町土地改良区から役員（退任及び就任）について次のとおり届出があった。

平成十六年二月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

一 退任した役員

役員の種類 氏名 住居 所 退任年月日

理事 平山 英徳 丸龜市三條町四八四番地 所 平成一五、一一、二〇

横川 重行 " " 一四五番地 " "

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日	役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	中川 好親	丸亀市三奈町三八六番地の二	平成一五、一一、二二	理事	葛原 春良	仲多度郡仲南町大字七箇一八五二番地	平成一五、一一、一五
"	平川 清司	"	"	"	近石 利雄	"	"
"	三浦 正勝	"	"	"	山下 哲男	六六六番地二	"
"	杉尾 眞澄	"	"	"	尾崎 俊一	二二九一番地	"
"	松原 基義	"	"	"	阿宅 俊行	二〇九五番地	"
監事	高畑 輝文	"	"	"	末武 進	大字十郷字後山一四九番地二	"
"	德田 哲男	"	"	"	森末 仁	字追上五八二番地	"
二 就任した役員				"	山内 甚一郎	字大口三三三番地の二	"
役員の種類	氏名	住 所	就任年月日	"	國重 進一	字新目一六五九番地	"
理事	中川 好親	丸亀市三奈町三八六番地の二	平成一五、一一、二二	"	西原 憲藏	"	一三三七番地
"	横川 重行	"	"	"	黒田 富夫	"	一六二九番地
"	平川 清司	"	"	"	和泉 武彦	字大口九二〇番地	平成二一、一〇、一三
"	宮前 國男	"	"	"	丸山 茂博	字帆船二番地	平成二三、一〇、二八
"	杉尾 眞澄	"	"	"	橋田 敏幸	大字七箇二七一番地の二	平成二五、二、二八
"	松原 基義	"	"	"	山下 政數	"	五五三番地
"	横北 隆	"	"	"	畑 一三	大字十郷字大口二八八番地	平成一五、一一、一五
"	平山 英徳	"	"	"	高木 宏憲	字新目一二二九番地	"
監事	高尾 寛	"	"	二 就任した役員			
"	德田 哲男	"	"	役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
香川県公告第九十二号				理事	株敷 類次	仲多度郡仲南町大字七箇一九八七番地	平成一五、一一、一六
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、中山土地改良区から役員(退任及び就任について次のとおり届出があった。				"	鈴木 耕二	四五八一番地の六	"
平成十六年二月十七日				"	山下 哲男	六六六番地二	"
退任した役員				"	橋田 安雄	二七一番地の二	"
				"	尾崎 俊一	二二九一番地	"

香川県知事 真 鍋 武 紀

阿宅 俊行	二〇九五番地	〃	〃
細川 重信	大字十郷字帆山五六一番地の	〃	〃
多田 義昭	字後山二五〇番地	〃	〃
森末 仁	字追上五八二番地	〃	〃
細川 敏明	字大口七三五番地	〃	〃
山内 甚一郎	字三三三番地の	〃	〃
國重 進一	字新目一六五九番地	〃	〃
見間 勤	字一三九七番地	〃	〃
黒田 富夫	字一六二九番地	〃	〃
監事 山下 政敷	大字七箇五五三番地	〃	〃
畑 一三	大字十郷字大口二八八番地	〃	〃
松園 雅彦	字新目一二五三番地	〃	〃

の二

香川県公告第九十三号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、木田郡
 庵治町土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があつた。
 平成十六年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	村川 虎和	木田郡庵治町九二九番地七	平成一五、四、三
〃	木村 秀男	五七七七番地	〃
〃	岡田 利夫	四一〇六番地	〃
〃	木村 敏則	三六二八番地一	〃

梶河 正孝	四七二番地	〃	〃
上野 悦次	七八〇番地三	〃	〃
大前 治	八三三番地	〃	〃
加茂 静夫	四五〇三番地	〃	〃
柴原 政雄	二七四二番地一	〃	〃
坂下 照美	四一七七番地	〃	〃
竹井 功	五三九九番地	〃	〃
山本 勤	五三〇五番地一	〃	〃
浦賀 静雄	二五五五番地一	〃	〃
藤本 秀	二四八七番地一	〃	〃
政木 國光	二二六九番地六	〃	〃
山本 義友	二九三番地	〃	〃
監事 政木 正美	二三四二番地一	〃	〃
浦 一郎	三三番地一	〃	〃

二 就任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	就任年月日
理事	木村 秀男	木田郡庵治町五七七七番地	平成一五、四、四
〃	小西 繁樹	一〇九三番地	〃
〃	木村 英夫	三七五九番地	〃
〃	大谷 政男	三七五八番地一	〃
〃	植田 春吉	二四一四番地一	〃
〃	上野 悦次	七八〇番地三	〃
〃	大前 治	八三三番地	〃
〃	加茂 静夫	四五〇三番地	〃
〃	柴原 政雄	二七四二番地一	〃
〃	坂下 照美	四一七七番地	〃
〃	兵庫 八郎	一五六番地一六二	〃

松岡 定照	五五〇四番地	〃
竹井 功	五三九九番地	〃
浦賀 静雄	二五五五番地	〃
新上 隆司	二〇三四番地	〃
監事 馬場 孝夫	一〇七三番地	〃
政木 正美	二二四二番地	〃
山本 勲	五三〇五番地	〃

香川県公告第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）大血池地区）計画を平成十六年二月三日定めた。

その関係書類を綾南町経済課において平成十六年二月二十四日から同年三月十五日まで縦覧に供する。

平成十六年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）八王寺池地区）計画を平成十六年二月三日定めた。

その関係書類を多度津町産業課において平成十六年二月二十四日から同年三月十五日まで縦覧に供する。

平成十六年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）左京池地区）計画を平成十六年二月三日定めた。

その関係書類を多度津町産業課において平成十六年二月二十四日から同年三月十五日まで

で縦覧に供する。

平成十六年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）岩見池地区）計画を平成十六年二月六日定めた。

その関係書類をさぬき市産業経済部土地改良課において平成十六年二月二十四日から同年三月十五日まで縦覧に供する。

平成十六年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）藤池地区）計画を平成十六年二月六日定めた。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十六年三月二日から同月二十二日まで縦覧に供する。

平成十六年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合農地防災事業三都地区）計画を平成十六年二月九日定めた。

その関係書類を池田町産業振興課において平成十六年二月二十日から同年三月十一日まで縦覧に供する。

平成十六年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第一百号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市府中町字本村中所五六三九 一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

綾歌郡国分寺町国分三〇八番地 一

水本 茂伸

水本 祐子

香川県公告第百一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成十六年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 聴聞期日

平成十六年二月二十六日（木） 午前十時

二 聴聞場所

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県庁本館二階第一会議室

三 被聴聞者

1 商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社ジェイトラスト

西岡 公明

高松市浜ノ町三一番八号

2 免許証番号

香川県知事（四）第三三九五号

香川県公告第百二号

香川中央都市計画事業高松港頭士地区画整理事業施行条例（平成五年香川県条例第三号）第七条の規定により抽せんによる保留地の処分をするので、香川中央都市計画事業高松港頭士地区画整理事業の保留地の処分に関する規則（平成八年香川県規則第五十九号。以下「規則」という。）第三条の規定により次のとおり公告する。

平成十六年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 処分する保留地の位置、地積及び処分価格

1 (一) 位置 高松市西の丸町五番一の一部ほか(二二二二街区六画地)

二の2に備え置く図面表示のとおり

(二) 地積 一四七・一八平方メートル

(三) 処分価格 四九、三〇五、三〇〇円

2 (一) 位置 高松市浜ノ町一番一九一の一部(二三三街区三画地)

二の2に備え置く図面表示のとおり

(二) 地積 一四九・五四平方メートル

(三) 処分価格 三七、〇八五、九二〇円

3 (一) 位置 高松市浜ノ町一番二六一の一部(二四二街区二画地)

二の2に備え置く図面表示のとおり

(二) 地積 三四七・〇三平方メートル

(三) 処分価格 六〇、三八三、二二〇円

4 (一) 位置 高松市浜ノ町一番一九三の一部(二五街区一画地)

二の2に備え置く図面表示のとおり

(二) 地積 二八八・九四平方メートル

(三) 処分価格 五〇、二七五、五六〇円

5 (一) 位置 高松市浜ノ町一番一九三の一部ほか(二五街区一画地)

二の2に備え置く図面表示のとおり

(二) 地積 二五六・四八平方メートル

(三) 処分価格 四四、一一四、五六〇円

6 (一) 位置 高松市浜ノ町一番一九三の一部ほか(二五街区一画地)

二の2に備え置く図面表示のとおり

- (一) 地積 三二五・六四平方メートル
- (二) 処分価格 五八、六一五、二〇〇円

二 抽せんの日時及び場所

- 1 日時 平成十六年三月二十九日(月曜日)午前十時から
- 2 場所 高松市浜ノ町六八番四三号 香川県サンポート高松推進事務所

三 抽せんの参加者の資格に関する事項

- 1 次に掲げる者は、当該抽せんに参加することができない。
 - (一) 抽せんに係る契約を締結する能力を有しない者
 - (二) 破産者で復権を得ない者
 - (三) 規則第二条第二項の規定に該当する者

なお、当該抽せんのいずれかにおいて、その公正な執行を妨げた者は、その後の抽せんに参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 2 当該保留地の使用又は収益を開始することができる日から三年以内に土地の利用を図ることができる者でなければ、抽せんに参加することができない。
- 3 当該保留地のうち一の1及び一の2に掲げる保留地については、公告日現在において高松港頭地区(サンポート高松)総合整備事業区域内に土地所有権、借地権又は賃借権を有すると認められる者を優先する。

四 抽せんの無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる場合には、抽せんを無効とする。

- 1 抽せんに際し不正の行為があったと認められる場合
- 2 当せん者が三に掲げる抽せんの参加者の資格を有しないことが判明した場合
- 五 抽せんの取消し又は延期による損害に関する事項

- 1 天災その他やむを得ない事由がある場合は、抽せんを取り消し、又は延期する。
- 2 1の場合における抽せんの取消し又は延期による損害は、抽せん参加者の負担とする。

六 抽せん参加申込書の提出先及び提出期限

1 提出先

郵便番号七六〇 〇〇一一 高松市浜ノ町六八番四三号 香川県サンポート高松推進事務所 電話番号〇八七 八二六 三一一一

2 提出期限

平成十六年三月十二日(金曜日)午後五時(郵送により提出する場合は、同日までに必着のこと。)

なお、受付時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、日曜日、土曜日を除く。

七 抽せん参加申込書に添付する書類

- 1 申込者が個人である場合にあつては、本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び東京法務局の発行する成年後見登記制度における登記事項証明書
- 2 申込者が法人である場合にあつては、法人の所在地の法務局登記官が発行する資格証明書(法人の名称及び代表者の職氏名を証明したもの)
- 3 印鑑証明書
- 4 土地利用計画書
- 5 一の1及び一の2に掲げる保留地については、三の3に掲げる権利を有することを証する書類